

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出（福祉指導課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	1
○道路の区域変更（5件）（道路課）	1
○道路の供用開始（4件）（ 〃 ）	2
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可（農業基盤課）	3
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3

告 示

高知県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	ヘルパーステーション彩り	高岡郡越知町越知丙737番地	株式会社彩り高岡郡佐川町永野2762-1	平成25年3月27日
変更後		高岡郡佐川町永野2762-1		

高知県告示第353号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡本山町七戸字口白髭山942の3（次の図に示す部分に限る。）、字桃木荒584の6（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び本山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第354号

越知町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年5月17日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（道路計画）
- 作業期間
平成25年5月22日から同年7月31日まで
- 作業地域
高岡郡越知町の一部

高知県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年5月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川船戸
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町上秋丸字中谷口下モ698番2から 高岡郡四万十町上秋丸字権右衛門屋式667番まで	前	6.9 } 28.1	310
	後	6.9 } 19.5	310

高知県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年5月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川中土佐
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町久礼字権現谷7612番1地先から 高岡郡中土佐町久礼字権現谷7609番1まで	前	4.5 } 20.8	112
	後	5.0 } 34.0	112

高知県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年5月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市黒瀬字東山 803番ヌから 安芸市黒瀬字東山60 番21まで	前	3.2 }	144
	後	10.0 }	144
		7.9 }	
		11.7 }	

高知県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年5月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村柱谷字 堂ノ元349番から 高岡郡日高村柱谷字 堂ノ元629番1まで	前	3.5 }	70
	後	6.5 }	70
		5.8 }	
		21.5 }	
高岡郡日高村柱谷字 堂ノ元636番5から 高岡郡日高村柱谷字 堂ノ元638番2まで	前	4.1 }	95
	後	6.4 }	95
		6.4 }	
		25.8 }	

高知県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年5月21日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町仕出 原字カツキ岡屋敷 452番1から 高岡郡四万十町仕出 原字カツキ岡屋敷 458番2まで	前	3.3 }	76
	後	3.8 }	76
		5.0 }	
		11.9 }	
高岡郡四万十町宮内 字一貫田259番1か ら 高岡郡四万十町宮内 字又三郎田588番3 まで	前	3.2 }	390
	後	8.9 }	390
		5.0 }	
		10.6 }	
高岡郡四万十町大井 野字春日田703番か ら 高岡郡四万十町大井 野字春日田706番ま で	前	4.2 }	110
	後	4.9 }	110
		8.3 }	
		8.5 }	

高知県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年5月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町上秋丸字中 谷口下モ698番2から 高岡郡四万十町上秋丸字カ イ廻リ680番まで	110	平成25年5月21 日

高知県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年5月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町久礼字権現 谷7612番1地先から 高岡郡中土佐町久礼字権現 谷7609番1まで	112	平成25年5月21 日

高知県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年5月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎停車場
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市青木町129番から 須崎市東古市町1番まで	112	平成25年5月21 日

高知県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年5月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町仕出原字大水口445番1から 高岡郡四万十町仕出原字ヨテン493番2まで	191	平成25年5月21日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、栃ノ木堰土地改良区の定款の変更を平成25年5月8日に認可した。

平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称          | 開発許可を受けた者の住所及び氏名             |
|--------------------------|-------------------------|------------------------------|
| 平成25年1月16日<br>24高都計第443号 | 香美市土佐山田町山田字秋葉ノ東1586番2ほか | 香美市土佐山田町秦山町三丁目3番11号<br>依光 章代 |